

# 豊島区職員措置請求監査結果

(政務調査費に係る住民監査請求)

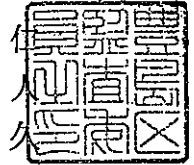
平成 22 年 6 月  
豊島区監査委員



22豊監発第34号  
平成22年6月29日

豊島区長 高野之夫様

豊島区監査委員 山木  
同 寺澤 隼  
同 鳴川 智



住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

平成22年5月13日付、22豊監発第12号に係る監査の結果について、別添のとおり通知します。

なお、木下広監査委員及び後任の水谷泉監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により、除斥されました。

# 目 次

## 第1 請求の受付

1 請求人	1
2 請求書の提出	1
3 請求の内容	1
(1) 主張事実の要旨	
(2) 措置請求	
4 監査委員の除斥	5
5 要件審査	5

## 第2 監査の実施

1 監査対象事項	6
2 監査対象課	6
3 関係人	6
4 証拠の提出及び陳述	6

## 第3 監査の結果

1 事実の認定	7
(1) 政務調査費の支出根拠	
(2) 政務調査費の使途基準	
(3) 政務調査費の交付手続	
(4) 政務調査費の交付額及び支出額	
(5) 政務調査費の収支報告	
2 監査対象課の見解	9
(1) 総務部総務課	
(2) 区議会事務局議会総務課	

3	関係人の見解	14
	(1) 自由民主党豊島区議団	
	(2) 刷新の会	
	(3) 日本共産党豊島区議団	

4	判断	21
	(1) 判断にあたっての基本的な考え方	
	(2) 個別の主張に対する判断	
	(3) 結論	

#### 第4 意見・要望 29

##### 資料

- 1 住民監査請求書(「豊島区長に対する措置請求」)
- 2-1 豊島区議会政務調査費の交付に関する条例施行規則 別表 政務調査費  
 使途基準
- 2-2 豊島区議会政務調査費に関する申合せ事項 別記 5 豊島区議会政務調査  
 費使途基準細目

**【注】** 住民監査請求書(「豊島区長に対する措置請求」)は、個人情報保護の観点から個人名が特定できるものについてはアルファベット表記とし、個人名が類推できるものについては省略した。また、同請求書に添付された事実証明書(証拠資料)は省略した。

監査対象部局の見解・意見及び関係人の見解も、同様の観点から、個人名が特定できるものについてはアルファベット表記とした。

なお、原文引用の際、見出し番号を付するなど体裁を整えている。

## 第1 請求の受付

### 1 請求人

豊島区 五十嵐 稔

### 2 請求書の提出

平成 22 年 4 月 30 日

### 3 請求の内容

請求人が提出した「住民監査請求書（豊島区長に対する措置請求）」※による主張事実及び措置請求の内容は、次のとおりである。

※資料 1 参照

#### (1) 主張事実の要旨

一 下記の合計 3,360,523 円が不当利得返還請求の全額である。

##### (一) 自由民主党豊島区議団

以下は調査旅費に関わる公金の支出の総額とその内訳である。

- 1 総額・・・2,930,523 円
- 2 内訳・・・① カンボジア視察費用(再生自転車海外譲与 20 周年記念)  
2,702,523 円  
② プリペイドカードに充填（チャージ）した調査旅費の未使用分の領収書は 61 枚、228,000 円

##### (二) 日本共産党豊島区議団

調査研究の補助業務に専従する会派職員に対し、政務調査費から人件費としてボーナスが支給されている。総額、内訳は以下の通り。

- 1 総額・・・385,000 円
- 2 内訳・・・夏季、165,000 円  
年末、220,000 円

##### (三) 刷新の会

プリペイドカードに充填（チャージ）した調査旅費の未使用分の領収書は 32 枚、45,000 円

二 政務調査費からのカンボジア視察費用の支出について

##### (一) 調査研究について

「再生自転車海外譲与 20 周年記念・カンボジア視察費用」の支払証明の一覧によれば、視察目的は、一覧の表題から、譲与した再生自転車に関わる調査研究のための視察と推測されるが、一行（視察参加者が不明）の立ち寄り先が世界遺産のアンコールワットとアンコールトム二件の見物のみである。カンボジア自治体の自転車行政の取り組みを知るために関係施設を訪問するなどの調査研究があってもよいのであるが、それも行われた様子はない。当該支払い証明の一覧によれば、一行は空路プノンペンに降りると同地に三日間滞在し、四日目にバス及び通訳兼ガイドを雇い、世界遺産のアンコールワットを見物、五日目は改めてバス及び通訳を雇い、世界遺産のアンコールトムを見物している。もし、これらの記載が事実であれば当該視察は、再生自転車海外譲与に関わる調査研究のための合理的必要性のある視察ではなく実態は観光旅行と言っても過言ではない。そうであれば当該視察に関わる全費用 2,702,523 円※は、全額違法不当な支出であり返還されるべきである。

※ 私は支払証明に記載の視察費用の総額は、2,702,523 円であって一覧記載の 2,699,623 円は誤りと判断した。

## (二) 領収書について

### 1 未提出の具体的領収書分の総額 2,585,338 円について

カンボジア視察の総費用 2,702,523 円のうち 117,185 円は具体的内容が記載された領収書であり、差し引き残額の 2,585,338 円については具体的領収書の提出はされていない。領収書は支出が適正に行われているかを判断する証拠書類であるのに提出されていない証拠書類が余りにも多すぎる。これは社会通念に照らしても極めて異常である。また公金を使用した視察である以上、領収書等の証拠書類の未提出部分についての合理的根拠の説明が必要なはずである。ところが当該説明は些かもなされていない。故に未提出の具体的領収書分 2,585,338 円は違法不当な公金の支出である。

### 2 提出された具体的領収書の総額 117,185 円について

当該領収書は、世界遺産のアンコールワット、アンコールトムの観光見物を準備するための支出であると判断できるので違法不当な公金の支出である。提出された具体的領収書の 117,185 円の内訳は以下の通り。

- |                                      |          |
|--------------------------------------|----------|
| ① 染井櫻                                | 5,040 円  |
| ② 羊羹                                 | 5,335 円  |
| ③ 「プノンペン バスチャーター費用」                  | 64,310 円 |
| ④ 「プノンペン 通訳兼ガイド費用」                   | 14,160 円 |
| ⑤ 「シュムリアップ バス 通訳兼ガイド費用 (バスチャーターを含む)」 | 9,440 円  |
| ⑥ 「横断幕」                              | 18,900 円 |

### 3 従って 1 の未提出の具体的領収書分の総額 2,585,338 円と 2 の

117,185 円を合算した当該視察費用の全額の 2,702,523 円が違法不当な公金の支出に該当する。

(三) 情報公開された資料（収支報告書、会計帳簿、領収書）をチェックしても、なお以下の不明な点が残る。これでは公私の区別が曖昧であり、公金を使つての視察旅行を行うには無理がある。当該視察旅行の実態は違法不当な観光旅行であり、全額返還すべきである。

- (1) 視察参加者名が不明
- (2) 調査研究対象が不明
- (3) 視察場所が不明
- (4) 視察経路が不明
- (5) 5泊6日の全宿泊場所、ホテル名、宿泊料金が不明
- (6) 飛行機代の往復料金が不明
- (7) 旅行会社（JTB首都圏）の請求書の項目について
  - I ご視察代金とは、どこを視察した代金か
  - II お飲み物積み込み代について
    - ① お飲み物積み込み代と何か
    - ② お飲み物積み込み代と当該視察の調査研究との関係はどこにあるのか
    - ③ お飲み物積み込み代の中に酒は含まれているのか
  - III 追加JR代金とは何か。参加者10名とは如何なる関係にあるのか
  - IV 宅配費用について
    - ① 宅配費用とは何か
    - ② 宅配の対象は私物では。そうであれば当該視察の調査研究との関係はどこにあるのか
  - V 9月2日から同月5日の昼食費と当該視察の調査研究との関わりは何か
  - VI 旅行会社（JTB首都圏）に対し、なぜ自由民主党豊島区議団は1枚の抽象的な領収書（2,487,702円）ではなく、なぜ個別具体的な領収書を請求しなかったのか。政務調査費は区民等の税金に依拠する公金であろう。
- (8) 支払証明書の使用について  
本件に関わる支払証明書の使用は、収支報告書に領収書等の添付を義務づけた豊島区議会政務調査費の交付に関する条例第7条第1項に違反する。議会は区民のために存在する。これでは証拠書類の領収書等による政務調査費透明化の促進を、かえって危うくするものである。
- (9) 270万円余の公金が支出されているのに視察報告書は提出されていない。
- (10) 世界遺産（アンコールワット、アンコールトム）の入場料、併せて47,200円を支出しているが、議員の調査研究行為と如何なる関係があるのか。物見遊山の観光旅行でなければ幸いである。以上

### 三 「自由民主党豊島区議団・・9名分」

政務調査費から充填（チャージ）された未使用のままのプリペイドカードについて

(一) 豊島区議会政務調査費の交付に関する条例第7条第1項は、議長に提出する収支報告書に領収書等の証拠書類の添付を義務づけている。

(二) しかし議長に提出された本件領収書は、領収書等の証拠書類ではない。本件領収書は、プリペイドカードに、何れ調査旅費として使用するであろう費用を充填（チャージ）したことを証明する領収書であって、政務調査費から充填（チャージ）されたプリペイドカードを使用して、乗車券を購入したことを証明する領収書ではない。従って当該領収書には「取引内容はチャージ」と記されている。

(三) ① 従って本来議長に提出されなければならない条例第7条第1項の言う領収書とは、政務調査費から充填（チャージ）されたプリペイドカードを使って調査旅費の乗車券を購入した領収書あるいは利用履歴のことである。ところが調査旅費の乗車券を購入した領収書あるいは利用明細の証拠書類は、議長には提出されていない。

② 乗車券購入の領収書は窓口等の職員に請求すれば容易且つ迅速に発行してくれる。利用履歴も乗車券の購入当日より15件分遡及して同販売機から交付されている。これらは数年以上前から行われている。

③ 従って議長には提出されていないのであるから、政務調査費から充填（チャージ）されたプリペイドカードは、未だ未使用のまま、当該議員の手元にあると考えるのが普通である。

(四) このような場合、豊島区議会政務調査費の交付に関する条例第9条は、「区長は当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができると規定する（政務調査費の返還）」

(五) 故に返還されるべき当該会派の調査旅費の合計は228,000円。  
充填（チャージ）した領収書の合計枚数は61枚。  
これらは違法不当な公金の支出である。

### 四 「刷新の会」1名分・・45,000円

違法不当な公金支出の根拠は、上記、「三」と同旨。  
充填(チャージ)された領収書の合計枚数は32枚。

五 区政の調査研究の補助業務について専門に従事する会派の雇用職員に対し、政務調査費の人件費からボーナスを支給することの是非について

- (一) 豊島区議会政務調査費の交付に関する条例第5条は、会派は、政務調査費を別に定める用途基準に従って使用するものとし、区政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。と目的外支出の禁止を規定する。
- (二) 現在政務調査費から当該会派の雇用職員に支出されている人件費は、賃金、交通費、ボーナスである。賃金、交通費は調査研究のための必要経費であるが、ボーナスは、当該職員の職務の労をねぎらうための慰労金の特別支出であるから当該ボーナスは調査研究のための必要経費ではないはずである。しかしなぜか政務調査費から支出されている。これは明らかに目的外支出であり違法不当な公金の支出である。従って385,000円(165,000円・・夏季、220,000円・・年末)は返還されなければならない。
- (三) もし当該雇用職員に対してボーナスを支給したいのであれば、政務調査費からではなく、会派の各議員の自己責任において支出されるべきである。

## (2) 措置請求

平成20年度に支出した政務調査費のうち、上記「請求の要旨」に列挙した事項は、政務調査費に関わる違法不当な公金の支出である。監査委員は高野区長に対し区に代位して、過去一年に遡及して、関係会派ないし議員に対し、損害賠償又は不当利得返還請求権を行使するよう勧告されたい。なお、区長が損害賠償又は不当利得返還請求権を行使しないのは違法である。

## 4 監査委員の除斥

本区監査委員のうち、区議会議員から選出された木下広委員(平成21年5月28日～平成22年5月28日)及び後任の水谷泉委員(平成22年5月28日～)は、本件住民監査請求と利害関係にあることから、地方自治法(以下、「法」という。)第199条の2の規定に基づき、本件監査から除斥した。

## 5 要件審査

本件請求は、法第242条第1項に規定する法定要件を具備しているものと認め受理した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

本件請求に関わる監査対象事項は「住民監査請求書（豊島区長に対する措置請求）」に記載されている事項及び請求人の陳述の内容を勘案し、次のとおりとした。

- (1) 平成 20 年度に支出した政務調査費のうち、請求人が列挙した会派の行った支出行為が、政務調査費の目的外支出にあたり違法・不当な支出であったか。
- (2) 区長は、違法・不当な不当利得に対する返還請求を怠る事実があったか。

### 2 監査対象課

総務部総務課、区議会事務局議会総務課を監査対象課として、文書により説明を求め、また関係書類の調査を行った。

### 3 関係人

本件監査にあたっては、自由民主党豊島区議団、刷新の会、日本共産党豊島区議団を関係人とした。

関係人に対し、法第 199 条第 8 項の規定に基づき、本件請求に対する見解等について文書により説明を求めた。

### 4 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 22 年 5 月 18 日に陳述の機会を設けた。

請求人は以下のとおり陳述を行った。なお、その際新たな証拠書類として、区議会議長に提出された平成 20 年度政務調査費収支報告書に添付されている領収書の写し一点が提出された。

#### (1) 請求人陳述の要旨

提出した資料は、取引内容がチャージであることの証明であって、乗車券を購入した領収書とは異なることを明らかにするためのものである。

監査委員は、政務調査費は公金であり、区民が納めた税金であることを念頭において監査をお願いしたい。

### 第3 監査の結果

#### 1 事実の認定

##### (1) 政務調査費の支出根拠

法第 100 条第 14 項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定している。

本区においては、「豊島区議会政務調査費の交付に関する条例」（平成 13 年 3 月 26 日、条例第 1 号）（以下、「条例」という。）第 1 条で、「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務調査費を交付する。」と規定している。

##### (2) 政務調査費の使途基準

###### ① 豊島区議会政務調査費の交付に関する条例

政務調査費の使途基準については、条例第 5 条で、「会派は、政務調査費を別に定める使途基準に従って使用するものとし、区政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。」と規定している。

###### ② 豊島区議会政務調査費の交付に関する条例施行規則

「豊島区議会政務調査費の交付に関する条例施行規則」（平成 13 年 3 月 30 日規則第 5 号）（以下、「規則」という。）第 5 条で、「条例第 5 条に規定する政務調査費の使途基準は、概ね別表のとおりとする。」とし、別表※を定めている。

※資料 2-1 参照

###### ③ 豊島区議会政務調査費に関する申合せ事項

また、「豊島区議会政務調査費に関する申合せ事項」（平成 18 年 10 月 23 日 正副幹事長会決定）（以下、「申合せ事項」という。）において、「政務調査費使途基準の運用に係る細目を、別記 5 のとおり定める。なお、細目に掲げる例示項目の解釈は、各会派の判断によるものとする。」とし、別記 5 「豊島区議会政務調査費使途基準細目」※を定めている。

※資料 2-2 参照

### (3) 政務調査費の交付手続

平成 20 年度分の政務調査費の交付申請については、平成 20 年 4 月 1 日付で各会派の代表者が「政務調査費交付申請書」を議長を經由し、区長へ提出した。

4 月 4 日、区長はその申請に対し「政務調査費交付決定通知書」で各会派に通知した。

交付額は、所属議員数（平成 20 年 4 月 1 日現在）×15 万円×12 月である。

### (4) 政務調査費の交付額及び支出額

政務調査費は、各会派の代表者が交付日の 7 日前までに「政務調査費交付請求書」を区長へ提出し、議会総務課を經由して各会派へ交付された。

交付日は、4 月 15 日、7 月 15 日、10 月 15 日、1 月 15 日であった。

各会派への交付額及び支出額は、下表のとおりである。

会派名	交付額	会派支出額	戻入額
自由民主党豊島区議団	18,000,000 円	18,280,107 円	—
民主・区民豊島区議団	16,200,000 円	16,992,263 円	—
公明党豊島区議団	14,400,000 円	14,542,697 円	—
日本共産党豊島区議団	10,800,000 円	10,814,807 円	—
豊島無所属の会	1,800,000 円	1,581,021 円	218,979 円
豊島行革 110 番	1,800,000 円	552,649 円	1,247,351 円
刷新の会	1,800,000 円	1,797,924 円	2,076 円
計	64,800,000 円	64,561,468 円	1,468,406 円

### (5) 政務調査費の収支報告

各会派の代表者より議長に「政務調査費収支報告書」が提出された。  
区議会事務局の收受月日は下記のとおりである。

平成 21 年 4 月 27 日 日本共産党豊島区議団  
平成 21 年 4 月 30 日 自由民主党豊島区議団、民主・区民豊島区議団、  
公明党豊島区議団、刷新の会  
平成 21 年 5 月 26 日 豊島行革 110 番  
平成 21 年 7 月 7 日 豊島無所属の会

その後、議長から区長あて、「政務調査費収支報告書」(写し)が送付された。総務課の收受月日は下記のとおりである。

平成 21 年 5 月 26 日 日本共産党豊島区議団、刷新の会  
平成 21 年 5 月 28 日 豊島行革 110 番  
平成 21 年 7 月 21 日 豊島無所属の会  
平成 21 年 8 月 17 日 自由民主党豊島区議団、民主・区民豊島区議団、  
公明党豊島区議団

## 2 監査対象課の見解

監査対象課である総務部総務課、区議会事務局議会総務課からそれぞれ平成 22 年 6 月 2 日付で本件請求に関する見解・意見書が提出されたので、要旨を記載する。

また、平成 22 年 6 月 4 日に監査対象課の陳述の機会を設けた。

### (1) 総務部総務課

#### 1. 支出根拠・目的

地方自治法第 100 条第 14 項及び第 15 項の規定に基づき制定された、豊島区議会政務調査費の交付に関する条例及び豊島区議会政務調査費の交付に関する条例施行規則により、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付するものである。

#### 2. 交付方法

交付に至る流れは、概ね次のとおりである。

- ① 会派代表者が、議長を経由して「政務調査費交付申請書」を区長に提出。
- ② 区長は、申請に対し「政務調査費交付決定通知書」で交付額を通知。
- ③ 会派代表者が、四半期ごと、交付日(原則として 15 日)の 7 日前までに「政務調査費交付請求書」を区長に提出。
- ④ 会派の代表者より領収書を徴し、議会総務課を経由して各会派に現金で支払う(平成 20 年度より口座振替)。
- ⑤ 会派代表者が、毎年 4 月 30 日までに議長に、領収書等の証拠書類を添付し「政務調査費収支報告書」を提出。
- ⑥ 議長は、政務調査費の適正な運用を期すため、収支報告書等が提出された場合、必要に応じて調査を行う。
- ⑦ 議長は、「政務調査費収支報告書」の写し及び証拠書類等の写しを区長に提出。
- ⑧ 区長は、各会派が、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から、支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の返還を命ずることができる。

### 3. 見解・意見

政務調査費は、議会の審議能力の強化に向けて、地方議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、必要な経費の一部として交付するものであり、執行機関としては、議員や会派の調査研究活動に支障をきたすことが無いよう、議会の自立性、独立性を十分に尊重して、対応すべきものであると考える。

条例第5条は、政務調査費を別に定める使途基準に従って使用するものとし、区政に関する調査研究に資する必要な経費以外のものに充ててはならないとして、会派の責務を定めている。

また、条例第8条は、政務調査費の適正な運用を期すため、収支報告書等が提出された場合には、必要に応じて調査を行うこととして、議長の調査権を定めている。

従って、政務調査費の執行については、第一には、議員及び各会派の政治倫理と説明責任、第二には、議長の調査権に基づく、議会の自立的判断の中で処理されることが適当であると考ええる。

もとより、区長には、地方自治法第221条により、予算の執行に関する調査権等が定められているが、政務調査費に関しては、上記のような経費の性質上、その運用には慎重を期すべきものであると考える。

平成20年度の支出分については、収支報告書の写しと合わせ、領収書等証拠書類の写しが、議会における所定の手続きを経て、次のとおり提出された。

平成21年5月26日 日本共産党豊島区議団、刷新の会  
同年5月28日 豊島行革110番  
同年7月21日 豊島無所属の会  
同年8月17日 自由民主党豊島区議団、民主・区民豊島区議団、  
公明党豊島区議団

政務調査費の支出については、豊島区議会政務調査費の交付に関する条例第7条で、会派の代表者は収支報告書を作成のうえ、領収書等証拠書類を添付し、議長に提出することが義務付けられている。これを受け、証拠書類の写しと照合した結果、条例施行規則の使途基準に合致した適正な支出であると認められたため、執行処理したものである。

適正な支出に対し、返還請求を行う必要が無いことは当然であるから、区長に当該支出金額の返還請求を怠る事実はない。

さて、政務調査費については公金からの支出であることから、従前より使途の適正化を追求すべきことが要請されている。このため、昨年9月、「政務調査費検討委員会」を設置し、学識経験者による検討を経て、本年3月、報告書が提出されたところである。

一方、議会側の使途基準細目についても見直しが行われ、より厳しい内容となったことから使途基準の一定の明確化が図られたものと考えている。

こうした状況を踏まえながら、今後も社会情勢等の変化に合わせ、区民の理解が得られる支出基準のあり方について、引き続き検討を進める考えである。

なお、平成 22 年 6 月 4 日に陳述の機会を設けたが、その際には既に提出している見解・意見の補足事項は無い旨の陳述がなされた。

## (2) 区議会事務局議会総務課

### 1 政務調査費の基本的考え方について

- 平成 12 年 4 月のいわゆる地方分権一括法の施行に伴う地方議会の役割の増大を反映し、議員に求められている活動領域も大幅に増大している。平成 19 年 4 月にまとめられた都道府県議会制度研究会最終報告によると、政務調査費の対象となる議員の職務は、議員の行う議案等の審査に資するための調査研究はもとより、住民との意見交換など住民意思の把握・吸収のための活動も、それが選挙活動とされるものでない限り、公費負担の対象となる職務と解すべきである、とされている。
- このように政務調査活動は、その活動内容が非常に多岐にわたるため、本区においては地方自治法の規定を受けた「豊島区議会政務調査費の交付に関する条例」及び「同条例施行規則」によって政務調査費使途基準を定め、さらに「豊島区議会政務調査費に関する申合せ事項（正副幹事長会申合せ）」による「使途基準細目」を規定し、各会派はそれらを集約した「政務調査費事務の手引」に基づいて執行している。
- なお、当該「使途基準細目」に記載のないものの執行については、使途基準の範囲内で、会派の責任で行うものとしている。

### 2 政務調査費の交付について

- 地方自治法第 100 条第 14 項に基づき、議会の議員の調査研究に資するため、必要な経費の一部として、条例の定めるところにより、会派または議員に交付されるものとしている。
- 本区の条例においては、交付対象を議会の会派（1 人の会派を含む）とし、月の初日における会派の所属議員数に月額 15 万円を乗じた額を交付するものとしている。
- 会派に交付された政務調査費は、会派自体が政務調査費として支弁する場合と、当該会派に属する議員が行う調査研究活動の費用として支弁するケースがある。
- 後者の場合においても、本区では、会派としての意思統一がなされ、当該調査活動が会派として行うものであるとの会派の了承のもとで調査研究活動を行った場合に限り、政務調査費を適用することとしている。
- 実際、それぞれの会派では、会派の団会議等の決定や幹事長の判断に基づき、適用関係を決定しているとのことである。

### 3. 議長の調査権について

- 政務調査費の執行にかかわる議長の調査権については、「豊島区議会政務調査費の交付に関する条例」第 8 条で、「議長は、政務調査費の適正な

運用を期するため、収支報告書等が提出された場合は、必要に応じ調査を行うものとする」と規定されている。

#### 4. 区議会事務局における調査の実施について

- 事務局は、上記議長の補助機関として、条例に基づき毎年4月30日までに議長に提出された収支報告書及び支出明細書、領収書等の証拠書類、会計帳簿の写しについて、点検・確認等の調査を実施している。
- 事務局での調査は、①明らかな瑕疵や手続き上の不備はないか、②証拠書類等にある支出が報告書に適正に反映されているか、③提出された書類の様式が正副幹事長会の申合せ事項に沿ったものであるか等の観点から行っている。

#### 5. 議会の自律的な取り組みについて

- 政務調査費は、議員や会派の調査研究活動を活発にして、議会の審議能力を強化するためのものである。これをどのように活用するかは、会派の自律的判断に委ねられるべきであり、議長や区長等が、それらの活動を「政務調査活動」か否かを審査・認定することは適切でなく、かえって、会派や議員の自由な政務調査活動を阻害する結果になりかねないものである。
- しかしながら、区民の「知る権利」への要請は、社会通念の変化や生活環境の変化等に伴いますます増大し、議会は更なる透明性の確保への努力が求められていることから、本区議会では、自ら「議会改革検討会」を立ち上げ、平成18年10月に使途基準細目を会派申合せ事項として決定するとともに、平成18年度の政務調査費の収支報告書に領収書写しの添付、さらに平成19年度交付分からは領収書の原本添付を実施するなど、更なる透明性の確保に向けて取り組んできた。
- さらに、改選後の平成19年9月からは、本件監査請求人（五十嵐議員）を含む新たなメンバーによる「第2次議会改革検討会」を設置し、平成20年11月まで計14回にわたって「使途基準細目のルール化等」についての検討を重ねてきた。しかしながら、五十嵐議員の度重なる「ルール作りは必要ない」との発言により、再三にわたり会議が混乱し、停滞を招いた。その結果、「使途基準細目に関わる会派共通ルール」をつくるという所期の目的は達成されず、ルールづくりは正副幹事長会の預かりとなってしまったのである。
- それを受けた正副幹事長会では、平成21年5月21日開催の正副幹事長会において「正副幹事長会政務調査費検討分科会」の設置を決定。同年6月11日から平成22年4月15日まで計6回にわたり使途基準細目について検討し、別添のとおり報告書をまとめた。当該報告書は平成22年4月23日開催の正副幹事長会において了承され、議長訓令「豊島区議会政務調査費取扱指針」として同日施行した。なお、本指針の適用は平成22年度の政務調査費交付分からである。

## 6. 本件措置要求に対する見解について

### (1) 自民党豊島区議団

#### ① カンボジア視察費用（再生自転車海外譲与 20 周年記念）について

本件は、平成 20 年 9 月 1 日から 9 月 6 日にかけて自民党区議団全員(10 名)で、カンボジア王国を訪問した経費である。

訪問の目的は、豊島区が昭和 63 年から 20 年間にわたって実施している再生自転車海外譲与事業が、カンボジアの住民の健康と福祉の向上等にどの程度役立っているのか、また、発展途上国として更なるニーズはあるのか等について、現地視察をとおしてその取り組み等の実態を調査研究するために実施したものである。

事務局が会派に保管されている視察報告書等の確認と聴き取り調査を行った結果、目的・実施内容・行程・手段等が法令等の範囲内において、政務調査活動として適正に行われたものと認められた。

よって、観光旅行であり違法不当な公金の支出であるという主張は当たらない。

なお、これまでの制度においては、政務調査費収支報告書の添付書類の中に、視察内容を示す資料の添付義務がないため、情報公開請求者にとって視察内容が分かりにくい状況にあった。これを改善するために、平成 22 年度からは、視察概要を記す視察報告書の添付を義務付けることとした。

#### ② プリペイドカードの充填（チャージ）料について

本件は、政務調査活動の交通費の支出に限り、1 人当り概ね月額 5,000 円として、年額 60,000 円を限度に計上するとの会派独自の基準を設け、適用したものである。

プリペイドカードの購入経費は、「使途基準細目」においても支出が認められていること、他自治体の使途基準等から比較しても社会通念上許容の範囲と認められることから、使途基準に合致しないという主張は当たらない。

なお、会派独自で作成・保管している「交通費精算書」を確認したところ、指摘された 8 名の議員とも、収支報告書に計上されたプリペイドカードの充填（チャージ）金額より、交通費精算書が上回っていることを確認した。

また、改めて調査を行った結果、A 議員分のプリペイドカードの年間購入額が 6 万円を超えていることが判明したので、2008 年 9 月 11 日付 J R 東日本発行の 2 千円の領収書分の計上を取り下げ、収支報告書の内容を 2 千円減額する修正が行われた。

なお、本会派は、プリペイドカードの充填経費については、社会通念の変化等に鑑み、平成 21 年度交付分から計上しない取り扱いとしている。

### (2) 日本共産党豊島区議団

#### ① 会派職員に対するボーナスの支給について

本件は、当該会派が政務調査研究の補助を業務内容として、雇用者に雇用契約に基づき支出した夏季及び冬季一時金であり、使途基準の「会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費」に該当する。

よって、使途基準に合致しないという主張は当たらない。

なお、事務局では、会派に保管されている雇用契約書、出勤簿、源泉徴収票を確認した。

### (3) 刷新の会

#### ① プリペイドカードの充填（チャージ）料について

プリペイドカードの購入経費は、「使途基準細目」において支出が認められていることや、金額についても他自治体の使途基準等との比較、及び社会通念から見て許容の範囲内と認められることから、使途基準に合致しないという主張は当たらない。

また、会派に保管されている「平成 20 年度刷新の会政務調査費交通費関係詳細資料」でプリペイドカードの使用状況を確認したところ、収支報告書に計上されたプリペイドカードの充填（チャージ）金額より、交通費実費が上回っているため、プリペイドカードに残金がないことを確認した。

なお、本会派においては、プリペイドカードの充填経費については、社会通念の変化等に鑑み、平成 21 年度交付分から計上しない取り扱いとしている。

なお、平成 22 年 6 月 4 日に陳述の機会を設けた。新たな書類として、平成 22 年 4 月 23 日付豊島区議会議長訓令甲第 2 号「豊島区議会政務調査費取扱指針」が提出された。また、平成 22 年 5 月 31 日付で、自由民主党豊島区議団から、平成 20 年度政務調査費収支報告書について、調査旅費を 2,000 円減額する修正手続きがなされた旨説明があった。

## 3 関係人の見解

関係人である各会派からそれぞれ平成 22 年 6 月 2 日付で本件請求に関する見解・意見が提出されたので、要旨を記載する。

### (1) 自由民主党豊島区議団

#### 1. カンボジア視察費用（再生自転車海外譲与 20 周年記念事業）

この度の、「視察費用（事実証明 A）」についての、15 点にわたる「提出依頼資料・書類」について、順次ご説明いたします。

#### (1) カンボジア視察に向けた事前準備の内容

カンボジア視察に向けて様々な準備活動を致しました。

まず、「再生自転車海外譲与 20 周年記念」冊子を読み込み、「パワーポイント用資料」を使って、土木部交通安全課（現交通対策課）の理事者を招いて勉強会を行いました。この勉強会を通じて、カンボジアの現地視察の必要性を感じました。その際の会派幹事長の意気込みを示した文章が視察報告書に添付されている「ムコーバ」です。

次に、今回のカンボジア視察の重要パートナーである財団法人ジョイセフとも勉強会を行いました。勉強会はパワーポイント用資料を使って、順次進める形式で行いました。

さらに、JTBとの打ち合わせや、視察先のカンボジア周辺の研究会を開催しました。もちろん、クメール語の勉強会も行いました。

最後に、再生自転車の海外譲与活動は、これからの本区の重要な国際貢献として、全世界に説得力を持って発信しうるとの立場から、会派として、政策集「再生自転車海外譲与活動拡大プラン 2008」～現状と課題、そして拡大に向けて～を編みました。この政策集は、現地視察した訪問先にも、是非とも伝えたいとの事から、「同英語版」も作成しました。加えて、豊島区のPR雑誌も持参しました。

## (2) 同視察の行程表（経路、日時、宿泊場所等）

- 9月1日（月） 10：30 成田発 ～（空路）～ 18：05 プノンペン着  
\*プノンペンホテル泊
- 9月2日（火） カンボジア・リプロダクティブヘルス協会本部訪問  
RAHC 診療所訪問 ワンタッチ包帯贈呈  
在カンボジア日本国大使館訪問、大使と意見交換  
\*プノンペンホテル泊
- 9月3日（水） コンポンスプー州にて再生自転車 150 台の譲与式  
バセドス県ポポル村にて母子保健活動と自転車利用状況  
確認・視察  
\*プノンペンホテル泊
- 9月4日（木） シュムリアップに移動。アンコールワットの「史跡巡り  
用レンタサイクル」の再生自転車の利用状況視察  
\*ソカアンコールホテル泊
- 9月5日（金） RAHC 支部兼シュムリアップクリニック訪問、職業訓  
練施設視察  
WHOカンボジア代表部訪問  
アンコールトムにて再生自転車の利用状況視察  
20：25 シュムリアップ発 空路成田へ
- 9月6日（土） 7：50 成田着

(3) 同視察参加者名簿

提出書類のとおり、自由民主党豊島区議団 10 人、同行者（区職員・議員秘書）2 人、財団法人ジョイセフ職員 3 人の計 15 人です。

(4) 同視察の目的、調査研究対象、視察場所、視察の相手方、視察内容

豊島区が昭和 63 年から 20 年にわたって行っている再生自転車海外譲与事業がカンボジアの住民の健康・福祉の向上等にどれだけ役立っているのか、その取り組み等の実態を調査研究する目的で現地調査を行ったものです。

なお、視察場所、視察の相手方、視察内容については上記(2)のとおりです。（詳細は視察報告書をご覧ください。）

(5) アンコールワット、アンコールトム視察内容と経費内訳、及び調査研究活動との関係

豊島区の再生自転車が、「動く宝石」「命の足」と言われる発展途上国にあって、母子保健の向上に役立っており、現地の国際機関や保健福祉ボランティアから高い評価を受けていることを、全世界に大々的に発信していきたいと考えている中、アンコールワット・アンコールトムにおいて、近年、観光者向けのレンタサイクル事業が行われていることを知り、豊島区生まれの再生自転車が世界各国の世界遺産に広く行きわたり、そこでレンタサイクルとして利用されれば、更に豊島区の再生自転車譲与事業が世界的に認知されていくことになる。その可能性があるか否かについて検討するために、視察に組み入れ調査検討課題としました。

次に、アンコールワット・アンコールトムに関する視察経費ですが、アンコールワット・アンコールトムは、訪問先である R A H C 支部兼シュムリアップクリニックと職業訓練施設、また WHO カンボジア代表部と同一地域であるため、本施設の視察のためだけに係る特段の交通費は要しておらず、両施設への入場料 47,200 円（内訳：2,360 円×10 名×2 施設）程度であると認識しています。

(6) 領収書金額の内訳又は内容の分かるもの（宿泊費、宿泊人数、食事費用、交通費等）

収支報告書に添付した J T B 発行の「ご旅行代金追加・払戻計算書」のとおりで、視察参加者 15 名中、自民党豊島区議団 10 人分の視察経費です。

(7) 視察代金@190,400 円の内訳

視察代金 1 人当たり 190,400 円の内訳については、航空運賃・宿泊費そ

の他の料金の経費を J T B が積算し、パッケージとなっているので判りかねます。

ただし、エコノミークラスの航空運賃、空港ホテル間の送迎、視察に要するバス料金（シュムリアップのバス代、通訳兼ガイド代を除く）、ガイド料金、2 人部屋の宿泊料金等を含むとされています。

(8) 土産配布先

- 9 月 2 日 プノンペン市の、「カンボジア・リプロダクティブヘルス協会本部」  
豊島区の風呂敷と P R パンフレット、赤十字社の包帯。
- 9 月 2 日 プノンペン市の、「在カンボジア日本国大使館」  
羊羹、豊島区の地酒（日本酒）：染井櫻 3 本、豊島区の風呂敷と P R パンフレット。
- 9 月 3 日 コンポンスプー州の、「カンボジア・リプロダクティブヘルス協会地域本部（再生自転車活用プロジェクト地区）」（再生自転車贈呈式会場）  
エコバック 500 個。

(9) 飲み物積み込み代の内容（種類、数量等）

これらは、プノンペンホテルとソカアンコールホテルでの、水の積み込み代金です。1 本 500 円で 4 日分、本数は 64 本。合計で 32,000 円です。

(10) J R 代及び追加 J R 料金の経路及び別途 2 名分の内容・取り扱い方法

これらは、池袋～成田空港の乗車券代金で、1 人 1,450 円、合計で 1,450 円×12 名=17,400 円ですが、当然、同行者 2 名分は政務調査費に計上しておりません。

(11) 宅配費用の内容

宅配費用に関しては、エコバッグが 500 個、横断幕一枚、赤十字提供の包帯などの品を成田空港に宅急便で送った費用です。ダンボールで 5 個ほどの数です。

(12) 9 月 2 日から 5 日の昼食費用の内容（場所、食事内容、人数等）

- 9 月 2 日の昼食 プノンペン市内のレストラン。  
カンボジア料理。  
会派 10 人。
- 9 月 3 日の昼食 コンポンスプー州内のレストラン。

- カンボジア料理。  
会派 10 人。
- 9 月 4 日の昼食 シュムリアップ町内のレストラン。  
カンボジア料理。  
会派 10 人。
- 9 月 5 日の昼食 シュムリアップ町内のレストラン。  
カンボジア料理。  
会派 10 人。

(13) 9 月 4 日、5 日、6 日の「水」「お茶」の内容

カンボジア王国の「飲み水」は、旅行の注意事項等にも記載されていますが、現地の水道水は「飲料不可」とあること、「ミネラルウォーターを利用すること」とあることから、適宜、現地のお店・屋台で、ミネラルウォーターを購入しました。

また、「お茶」はミネラルウォーターが売り切れていたため、その代替として、キオスクのような感じのお店で購入しました。

(14) 横断幕と調査研究活動との関係

今回の視察にあたり、視察の目的とテーマを印刷した横断幕を作成しました。この横断幕を、私たちが訪問する先々で広げて、視察目的達成記念撮影を行いました。

その写真は、会派保存の「～視察研修報告書～」（各日付編）や、「再生自転車海外譲与カンボジア視察報告会」及び「WHO本部クオジ・モニール・イスラム博士特別講演会」に際して使用しています。

(15) 同視察報告書

「平成 20 年度会派視察 カンボジア 自民党豊島区議団」と銘打った視察報告書を提出致します。

どうぞ、内容をご確認の上、上記の記述内容に誤りのないことをご確認ください。

2. プリペイドカード

- (1) プリペイドカード購入・チャージ等使途の詳細（使用日時・経路・調査目的及び内容・旅行先・金額等）
- (2) プリペイドカード残額利用明細印字記録
- (3) 平成 20 年度清算時点でのプリペイドカードの残金

〈これらの提出依頼資料に関する自民党豊島区議団の見解〉

私たち自民党豊島区議団は、豊島区議会政務調査費使途基準細目でも認められているプリペイドカードの購入経費について、会派独自の上限基準を設け、議員一人当たり概ね月額 5 千円として年額 6 万円までの購入経費の計上を認めています。しかし、我が会派では透明性の向上の観点から、平成 21 年度から実費弁償に改め、プリペイドカードの購入経費については計上しないことと決定しています。平成 20 年度は、その移行措置として、会派独自の様式による「出張旅費精算書」を作成し、会派に保管しております。そのため、(2)のプリペイドカード残額利用明細印字記録の徴収は義務つけておりません。

また、今回ご提出した「出張旅費精算書」及び「平成 20 年度プリペイドカードにチャージした出張旅費精算」のとおり、全ての議員が政務調査費計上額を超えて支出しております。よって、(3)の平成 20 年度清算時点でのプリペイドカードの残金はありません。

なお、改めて調査した結果、A議員分のプリペイドカードの年間購入金額が 62,000 円となっていることが判明したので、2008 年 9 月 11 日付 J R 東日本発行の 2 千円の領収書分の計上を取り下げるとともに、収支報告書の金額を 2 千円減額修正する手続きを行いました。

## (2) 刷新の会

平成 20 年度の政務調査費、特に交通費についての所見を申し上げます。

まず、今回政務調査費の交通費として計上したものは、いろいろな種類がありますが、地方議員としての資質を高めるために、研修会や勉強会に参加する為にかかった交通費であったり、区民ニーズを把握し、また区民のご要望にこたえるためにご意見を聞くべく、役所や現地に赴いて行った時にかかった交通費等を対象にしています。

私は基本的には、普段は自転車で通うようにしておりますが、雨が降ったり、その時の体調次第では電車を使用しています。また会合ではお酒を飲んだりして、たとえ自転車とはいえ、飲酒運転になる恐れがあるので、極力電車をを使うようにしております。

時間に追われ忙しく移動している立場で、電車の料金で一回ずつ領収書を切ることは時間がかかり非現実的と思い、I Cカードでチャージをして料金を払うという形態をとっています。証拠書類としてI Cカード印字されたものの提出が要求されていますが、私自身そのようなシステムがあることを知らなかったので、平成 20 年度の交通費に関しては資料がないので提出できません。

今回提出する書類は私が毎日書いているブログや、スケジュールが書いてあるメモ帳からできる限り細大漏らさぬよう配慮しつつ作成したものであります。使用したI Cカードが4枚あります。本来は1枚に統一すべきだと考えますが、I Cカードを忘れてしまった時などは別のI Cカードを使用したので最終的に4枚になっています。

当然のことですが、交通費以外にカードを使用することなどもってのほかです。私は一度に大きな金額をチャージすると最終的に残金が発生するかもしれないと思い、1,000円あるいは2,000円をチャージするようにしていますし、年度末においてはチャージした金額が残っていないかチェックをしながら使用したつもりです。

ただ、チャージした分の領収書がすべて交通費に使われているという証明をしなければならないということを考えると、このやり方では疑念が生じかねませんので、平成21年度の政務調査費からはチャージの領収書ではなくて、かかった交通費分だけ計上することにしました。

政務調査費は税金でありますので、無駄遣いは許されません。私はそのような観点から議員の政務調査活動に資するもの、すなわち研修会や勉強会に参加するためにかかった交通費、あるいは区民相談や各種団体の会合など、区民のご要望を伺うためにかかった交通費という厳格な基準を設定して平成20年度においては計上していることをご理解いただきたいと思います。

### **(3) 日本共産党豊島区議団**

#### ○事務局員の賞与について

当該事務局員は、日本共産党豊島区議団が、政務調査研究の補助を業務内容として雇用し、毎月の賃金のほかに夏期及び冬期一時金を支払う契約となっている。契約内容を誠実に履行したもので、支出の根拠は明確である。使途基準には、「人件費 会派の行う調査研究を補助する職員を雇用する経費」とあり使途基準に合致している。違法不当な支出ではない。

請求人は「ボーナスは当該職員の職務の労をねぎらうための慰労金の特別支出」とのべている。しかし、賞与や一時金は、労働者にとっては賃金の後払い的性格をもつものであり、区議団は賃金の一部として夏期および冬期一時金を支払っているものである。

## 4 判断

### (1) 判断にあたっての基本的な考え方

政務調査費は、条例第5条で「会派は、政務調査費を別に定める使途基準に従って使用するものとし、区政に関する調査研究に資するために必要な経費以外のものに充ててはならない。」とされている。

今回の監査にあたっては、条例の趣旨を踏まえ、①会派の行う調査研究活動であったか（会派性の確保）、②調査研究のための必要な経費でありそれ以外の経費はなかったか（実費弁償の原則）、③調査研究活動の実態が確認できるか（実質・合理性の確認）を判断の基本とする。

また、本年3月に議会の自律的な取り組みにより新たな使途基準の細目を取り決められたところであるが、この適用は平成22年度分の政務調査費から適用することとなっているため、本件監査対象となった平成20年度の政務調査費については、現行の条例、規則、申合せ事項に基づく使途基準により判断するものとする。

### (2) 個別の主張に対する判断

- ① 自由民主党豊島区議団（カンボジア視察費用（再生自転車海外譲与20周年記念）について）

当該経費について、上記(1)に基づき判断する。

（会派性の確保について）

本件視察は、平成20年9月1日から6日にかけて、会派議員団が再生自転車海外譲与20周年を記念して、再生自転車海外譲与の現状把握とさらなる活用策の検討のためにカンボジア王国の現地視察を行ったものである。同視察には、区職員と再生自転車海外譲与事業に関わりの深い財団法人ジョイセフの職員も同行している。

提出された資料等により、会派議員団が現地において、リプロダクティブヘルス協会本部や在カンボジア日本国大使館、WHOカンボジア代表部等を視察、調査していることを確認した。

また、同視察に際しては、土木部交通安全課（現交通対策課）理事者や視察に同行した財団法人ジョイセフとの勉強会を行うなど、視察に向けた事前準備も行われていることなどから、会派としての政務調査活動であると認められる。

（実費弁償の原則について）

当該視察に要した経費は、往復航空運賃や宿泊代などをパッケージした料金、諸税、渡航手続代行料金、成田空港までの交通費、視察先入場料、現地でのバスチャーター代、昼食代、通訳兼ガイド料などであり、

後述するとおり、いずれも視察に必要な経費の実費であると認められる。

(実質・合理性の確認について)

提出された資料等により、視察先での視察、調査の実態等区政に関する調査研究の状況を確認した。

なお、会派より提出された資料によれば、同視察の行程は下記のとおり行われており、調査研究の実質・合理性があると認められる。

〔同視察の行程表〕

月日(曜日)	地名	時刻	スケジュール
9月1日(月)	東京(成田)発 ホーチミン着 ホーチミン発 プノンペン	午前 昼食 午後	空路、ホーチミンへ 機内食 空路、プノンペンへ 着後、ホテルへ プノンペンホテル泊
9月2日(火)	プノンペン	午前 昼食 午後	RHAC本部訪問 プノンペン市内のレストラン カンボジア日本大使館表敬訪問 プノンペンホテル泊
9月3日(水)	プノンペン	午前 昼食 午後	コンボンスプー州にて再生自転車譲 与式 コンボンスプー州内のレストラン バセドス県ポポル村にて母子保健活 動と自転車利用状況視察 プノンペンホテル泊
9月4日(木)	プノンペン発 シュムリアップ 着	午前 昼食 午後	空路、シュムリアップへ シュムリアップ町内のレストラン アンコールワットで「史跡巡り用レ ンタサイクル」の再生自転車の利用 状況視察 ソカ アンコール リゾート泊
9月5日(金)	シュムリアップ	午前 昼食 午後 夜	RAHC支部兼シュムリアップクリ ニック訪問 職業訓練施設視察 WHOカンボジア代表部訪問 シュムリアップ町内のレストラン アンコールトムで「史跡巡り用レン タサイクル」の再生自転車の利用状 況視察 空路、成田へ 機中泊
9月6日(土)	東京(成田)	朝	通関後、解散

なお、請求人は監査対象金額を「2,699,623円」ではなく「2,702,523円」と主張するが、提出された見解書等により、この差額分2,900円は、視察の同行者2名分のJR代金「2,900円(1,450円×2名分)」であり、会派は当該金額を政務調査費に計上していないことを確認した。

よって、この差額分「2,900円」は、監査対象外の経費であり、監査対象額は「2,669,623円」である。

以下、請求人の主張する項目について判断する。

#### ・調査研究について

請求人は、「視察目的は、一覧の表題から、譲与した再生自転車に関わる調査研究のための視察と推測されるが、一行(視察参加者が不明)の立ち寄り先が世界遺産のアンコールワットとアンコールトムの見物のみである。カンボジア自治体の自転車行政の取り組みを知るために関係施設を訪問するなどの調査研究があってもよいのであるが、それも行われた様子はない。」とし、調査研究の実態がないことから当該視察に要した経費は全額違法不当な支出であると主張する。

提出された資料等により、本件視察は、再生自転車海外譲与の現状把握とさらなる活用策の検討のためにカンボジア王国の現地視察を行ったものであることを確認した。

また、現地における視察先もリプロダクティブヘルス協会本部や在カンボジア日本国大使館、WHOカンボジア代表部等であることを確認した。

以上により、請求人の調査研究の実態がないとの指摘は当たらない。

#### ・領収書について

(未提出の具体的領収書分の総額「2,585,338円」について)

請求人は、「カンボジア視察の総費用のうち、具体的内容が記載された「117,185円」以外の「2,585,338円」は、具体的領収書の提出はされておらず、合理的根拠の説明もないことから、当該経費は違法不当な公金の支出である旨」主張する。

前述したとおり、請求人が主張する未提出の具体的領収書分とする金額は、「2,585,338円」ではなく、政務調査費として計上していない監査対象外の「2,900円」を除いた「2,582,438円」である。

そこで、請求人が主張する未提出の具体的領収書分とする「2,582,438円」について判断する。

この「2,582,438円」のうち、「2,484,802円」は、収支報告書に添付された(株)JTB首都圏発行の領収書及び計算書により、視察のパッケージ料金、サーチャージ料金、渡航手続代行料金、成田空港までのJR代金、宅配費用、現地での昼食代であることを確認した。残る金額「97,636円」は、会派の提出した収支報告書で現地空港税、アンコールワット入場料、アン

コールトム入場料、飲料代、成田・池袋間の交通費であることを確認した。

以上のことから、請求人の合理的根拠の説明がないとの主張は当たらない。

なお、会派幹事長の記名・押印による支払証明書は、カンボジア視察費用総額「2,669,623 円」を示している。この内訳は、(株)JTB首都圏発行の領収書及び計算書分「2,484,802 円」、提出された領収書の添付のない経費（現地空港税、アンコールワット入場料、アンコールトム入場料、飲料代、成田・池袋間の交通費）分「97,636 円」、及び個別の領収書がある「117,185 円」となっている。

支払証明書については、申合せ事項を基に作成された「政務調査費事務の手引」（平成18年10月）において、「領収書を徴することが困難なもの（鉄道運賃、バス料金等）については、支払証明書を作成し、会派の代表者が記名、押印する。」として支払証明書を認めているものである。こうした点では、提出された支払証明書には、領収書が添付されている経費も含まれていることから適当であるとは言えず、このうち領収書を徴することが困難な経費分「97,636 円」が支払証明書に当たるものと判断する。

#### ・領収書について

（具体的領収書の総額「117,185 円」について）

請求人は、「当該領収書（「染井櫻」、「羊羹」、「プノンペン バスチャーター費用」、「プノンペン 通訳兼ガイド費用」、「シムリアップ バス 通訳兼ガイド費用（バスチャーター費用を含む）」、「横断幕」）は、世界遺産のアンコールワット、アンコールトムの観光見物を準備するための支出であると判断できるので違法不当な公金の支出である。」旨主張する。

当該経費は、提出された資料等により、再生自転車海外譲与の現状把握とさらなる活用策の検討のためにカンボジア王国の現地視察を行うための経費であることを確認した。また、「染井櫻」、「羊羹」は在カンボジア日本国大使館への謝礼品であり、現地でのバスチャーター代及び通訳兼ガイド代は旅行会社に支払ったパッケージ料金外の支出であること、「横断幕」は視察先での記録写真用の横断幕であることを確認した。

以上のことから、請求人の「世界遺産のアンコールワット、アンコールトムの観光見物を準備するための費用である。」旨の主張は当たらない。

#### ・情報公開された資料（収支報告書、会計帳簿、領収書）での不明な点について

さらに、請求人は、「下記の不明な点があるため、公私の区別が曖昧であり、公金を使つての視察旅行を行うには無理がある。当該視察旅行の実態は違法不当な観光旅行であり、全額返還すべきである。」旨主張する。

以下、これまで確認した内容を踏まえ、請求人が主張する次の事項について判断する。

請求人の主張	確認した事項
視察参加者名が不明	提出された資料により、会派議員 10 名及び財団法人ジョイセフ職員 3 名、区職員 1 名、議員秘書 1 名の参加者を確認した。
調査研究対象が不明	提出された資料により、前記同視察の行程表のとおり調査研究対象を確認した。
視察場所が不明	提出された資料により、前記同視察の行程表のとおり視察場所を確認した。
視察経路が不明	提出された資料により、前記同視察の行程表のとおり視察経路を確認した。
5泊6日の全宿泊場所、ホテル名、宿泊料金が不明	提出された資料により、前記同視察の行程表のとおり宿泊場所、ホテル名を確認した。また、宿泊料金については旅行会社に支払ったパッケージ料金に含まれていることを確認した。
飛行機代の往復料金が不明	提出された資料により、飛行機代については旅行会社に支払ったパッケージ料金に含まれていることを確認した。
旅行会社の請求項目	
・ 視察代金	視察代金は、会派が再生自転車海外譲与事業の現地カンボジア王国の視察に要した経費である。提出された資料により、1 人当たりの視察代金（@ 190,400 円）には航空運賃、空港ホテル間の送迎、視察に要するバス料金（一部を除く）、ガイド料金、宿泊料金等を含むパッケージ料金であることを確認した。
・ 飲み物積み込み代	提出された資料により、視察中の飲料水（64 本×500 円＝32,000 円）であり、現地の水道水は飲料不可でミネラルウォーターの利用を旅行者に注意喚起していることを考慮すれば、必要な経費と認められる。
・ 追加 J R 代金	提出された資料により、会派議員団の池袋～成田空港の J R 乗車券代金（1,450 円×10 名＝14,500 円）であることを確認した。
・ 宅配費用	提出された資料により、視察先への謝礼品・横断幕の宅配費用（成田空港まで・段ボール 5 箱分：6,800 円）であることを確認した。
・ 9 月 2 日から 5 日の昼食代と調査研究との関わり	提出された資料により、視察先での会派議員団の昼食代であることを確認した。支出金額についても社会通念上の範囲内と認められる。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 抽象的な領収書 「2,487,702円」分</li> </ul>	<p>監査対象額は、上述のとおり「2,900円」を除いた「2,484,802円」である。</p> <p>収支報告書に添付された(株)JTB首都圏発行の領収書及び計算書により、その内訳を確認した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支払証明書の使用</li> </ul>	<p>「政務調査費事務の手引」(平成18年10月)において、「領収書を徴することが困難なもの(鉄道運賃、バス料金等)については、支払証明書を作成し、会派の代表者が記名、押印する。」として支払証明書を認めている。</p> <p>本件監査にあたっては、上述のとおり領収書の添付のない経費(現地空港税、アンコールワット入場料、アンコールトム入場料、飲料代、成田・池袋間の交通費)分「97,636円」が支払証明書に相当する金額であることを確認した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視察報告書</li> </ul>	<p>会派が保管している視察報告書の提出を受け、内容を確認した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アンコールワット、アンコールトムの入場料と調査研究行為との関係</li> </ul>	<p>提出された資料により、アンコールワット、アンコールトムにおける再生自転車のレンタルサイクルとしての活用の調査であるとの当該視察目的を確認した。</p>

以上により、当該視察に要した経費は、視察目的、視察先、経路、調査内容等の点で区政に関する調査研究の具体性、必要性が確認できることから、使途基準の範囲内と判断する。

なお、視察経費について意見を申し添える。

今回監査対象となったカンボジア視察費用のうち、パッケージ料金となっている「一人当たり190,400円」については、航空運賃相当額、現地ホテル宿泊代などから相当な範囲内の単価であると判断したところであるが、今後は、より詳細な内訳がわかる領収書を徴されたい。

また、同視察に要した経費の領収書のみでは、何を、どれくらいの数量購入したのかが判別できないものも見受けられた。今後は、領収書を徴する際に十分に留意されたい。

② 自由民主党豊島区議団(プリペイドカードに充填(チャージ)した未使用分のものについて)(228,000円)

交通費は、会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費として規則第5条に定める別表において、使途基準で認めている。また、申合せ事項の別記5政務調査費使途基準細目において、プリペイドカード購入費を認めている。

請求人は、「当該経費はプリペイドカードにチャージした経費であり、乗車券を購入した領収書等がないことや利用履歴がないことなどから、購入したプリペイドカードは未使用であり、返還すべきである。」旨主張する。

会派では、プリペイドカードの購入経費について、議員一人当たり概ね月額5千円として年額6万円までの購入経費の計上を認めている。

提出された資料により、日付、経路、金額、目的を確認し、調査研究の実態及びその実費額を確認した。また、資料によれば、全ての議員が政務調査費計上額を超えて旅費を支出しており、事後精算的にプリペイドカードを購入、使用している実態も確認した。さらに、提出された出張旅費精算書には、会派代表者の押印もされていることから会派としての調査研究であると認められる。

以上により、請求人の「未使用であり、返還すべきである。」との主張は当たらない。

当該経費については、使途基準の範囲内であると判断する。

なお、本年5月31日付でプリペイドカードのチャージ経費2,000円の減額修正が行われている。

③ 刷新の会（プリペイドカードに充填（チャージ）した未使用分のものについて）（45,000円）

請求人は、「当該経費はプリペイドカードにチャージした経費であり、乗車券を購入した領収書等がないことや利用履歴がないことなどから、購入したプリペイドカードは未使用であり、返還すべきである。」旨主張する。

提出された資料により、プリペイドカードを利用した日付、経路、金額、目的、目的地を確認し、調査研究の実態及びその実費額を確認した。

また、同資料により、政務調査費計上額を超えて旅費を支出しており、年度末時点での残額がないことも確認した。

以上により、請求人の「未使用であり、返還すべきである。」との主張は当たらない。

当該経費については、使途基準の範囲内であると判断する。

この際、交通費について意見を申し添える。

政務調査活動に伴う交通費については、必要最小限のものを計上すべきであり、移動は公共交通機関の利用を基本とするべきである。

先に述べたとおり、本件監査における自由民主党豊島区議団のプリペイドカードの使用方法は、申合せ事項の主旨に沿った適正な使い方とは言えない。しかし、提出された資料により、一部私費で支出していた分を事後精算的にプリペイドカードにチャージしていたことが確認できたことから、返還を求めることまでは要しないと判断した。今後、精算等にあたっては、旅行日、時間、経路、金額、目的、目的地を記載するよう取り組まれたい。

その際、「職員の旅費支給規程」に示す様式なども参考にされたい。

また、タクシーについては、公共交通機関が最寄りでない場合や深夜等で公共交通機関の利用ができない場合、あるいは調査活動に同行する必要がある者が身体的な障害等があり公共交通機関の利用に堪えない場合など限定的にするべきである。

なお、タクシー代を政務調査費に計上する場合についても、領収書の添付とともに、旅行日、時間、経路、金額、目的、目的地を明らかにする必要がある。

④ 日本共産党豊島区議団（会派職員に対するボーナスの支給について）  
(385,000 円)

人件費は、会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費として規則第5条に定める別表において、使途基準で認め、申合せ事項の別記5政務調査費使途基準細目において、各種手当の支給を認めている。

請求人は、「会派の雇用職員に対するボーナスの支給は、当該職員の職務の労をねぎらうための慰労金の特別支出であることから、目的外支出であり、違法不当な公金の支出である。」旨主張する。

提出された資料により、会派と当該職員の雇用契約、勤務実態等を確認した。我が国の雇用形態として給料と夏期、冬期に賞与等を支給することは一般的であり、申合せ事項でも各種手当の支給を明示していることから、使途基準の範囲内と判断する。

### (3) 結論

以上により、請求人が主張する自由民主党豊島区議団のカンボジア視察費用のうち、政務調査費に計上していない「2,900 円」分については、却下する。その余の請求については理由がないものと認め、これを棄却する。

## 第4 意見・要望

政務調査費の使途基準の明確化については、これまで定期監査報告書や昨年の政務調査費に関する住民監査請求報告書において意見、要望を申し述べてきたところである。

政務調査費については、社会経済環境の変化や公金の使途に関する社会的関心の高まりもあり、より一層の透明性の確保が求められている。

区当局及び区議会では、こうした点も踏まえ、使途基準の見直しに取り組んできた。政務調査費を支出する区では、平成21年9月に学識経験者による「政務調査費検討委員会」を設置し、検討を重ね本年3月に報告書が提出されている。今後も、区議会と連携を図り、さらなる透明性の確保に努められたい。

区議会においては、平成21年6月に正副幹事長会政務調査費検討分科会を設置し、以降6回にわたり使途基準細目について検討し、報告書をまとめた。この報告書は、本年4月23日の正副幹事長会で了承され、議長訓令「豊島区議会政務調査費取扱指針」として同日施行し、平成22年度交付分から適用されることとなった。

指針では、政務調査費の使途についての基本的な考え方として、「会派性の確保」、「実費弁償の原則」、「関連性の原則」が示された。また、政務調査費の充実にあたって、按分方式や上限金額の設定の考え方を示し、充当できない項目も具体的に列挙している。

こうした取り組みは、政務調査費の透明性の向上への第一歩として評価するところである。

近年の政務調査費に対する関心の高まりから、多くの自治体において住民監査請求や訴訟が提起されている。これらの監査報告書や判例では、政務調査活動についてより限定的に捉える傾向があり、使途基準についても一層厳しい判断がなされているところである。

区及び区議会においては、常にこうした情報を注視し、使途基準の不断の見直しに取り組まれたい。

なお、本件監査対象となった平成20年度の政務調査費の収支報告書等が、一部の会派において、条例第7条に規定する4月30日を超えて議長に提出されていた。また、議長から区長への収支報告書の写しの送付が、5月26日から8月17日までの間に行われていた。

そもそも、条例第7条の趣旨は、4月30日までに提出された収支報告書等を議長が調査し、修正、返還が生じた場合は、政務調査費の交付対象年度の会計処理期間である5月31日までに処理を完了するためのものと考えられる。今後、各会派に対し提出期限の遵守を指導し、速やかな区長への報告を励行されたい。

さらに、条例第3条では、政務調査費は、四半期ごとに交付されていることから、今後、収支報告書の提出を四半期ごとに行うことも合わせて検討されたい。

## 資料 1

### ○住民監査請求書

#### 住民監査請求書（豊島区長に対する措置請求）

平成 22 年 4 月 30 日

豊島区監査委員殿

請求人（住所）豊島区  
（氏名）五十嵐 稔

#### 一、措置請求

平成 20 年度に支出した政務調査費のうち、下記「請求の要旨」に列挙した事項は、政務調査費に関わる違法不当な公金の支出である。監査委員は、高野区長に対し区に代位して過去一年に遡及して関係会派ないし議員に対し、損害賠償又は不当利得返還請求権を行使するよう勧告されたい。なお、区長が損害賠償、又は不当利得返還請求権を行使しないのは違法である。

#### 二、請求の要旨

下記の合計「¥3,360,523」が不当利得返還請求の全額である。

##### （一）自由民主党豊島区議団

以下は調査旅費に関わる公金の支出の総額とその内訳である。

- 1、総額・・・¥2,930,523
- 2、内訳・・・① カンボジア視察費用（再生自転車海外譲与 20 周年記念）  
・・・「¥2,702,523」  
② プリペイドカードに充填（チャージ）した調査旅費の未使用分の領収書は 61 枚  
・・・「¥228,000」

##### （二）日本共産党豊島区議団

調査研究の補助業務に専従する会派職員に対し、政務調査費から人件費としてボーナスが支給されている。総額、内訳は以下の通り。

- 1、総額・・・「¥385,000」
- 2、内訳・・・夏季、¥165,000  
年末、¥220,000

##### （三）刷新の会

プリペイドカードに充填（チャージ）した調査旅費の未使用分の領収書は 32 枚  
・・・「¥45,000」

### 三、政務調査費からのカンボジア視察費用の支出について

#### (一) 調査研究について

「再生自転車海外譲与 20 周年記念・カンボジア視察費用」の支払証明の一覧によれば、視察目的は、一覧の表題から、譲与した再生自転車に関わる調査研究のための視察と推測されるが、一行（視察参加者が不明）の立ち寄り先が世界遺産のアンコールワットとアンコールトム の二件の見物のみである。カンボジア自治体の自転車行政の取り組みを知るために関係施設を訪問するなどの調査研究があってもよいのであるが、それも行われた様子はない。当該支払い証明の一覧によれば、一行は空路プノンペンに降りると同地に三日間滞在し、四日目にバス及び通訳兼ガイドを雇い、世界遺産のアンコールワットを見物、五日目は改めてバス及び通訳を雇い、世界遺産のアンコールトムを見物している。もし、これらの記載が事実であれば当該視察は、再生自転車海外譲与に関わる調査研究のための合理的必要性のある視察ではなく実態は観光旅行と言っても過言ではない。そうであれば当該視察に関わる全費用「¥2,702,523（※）」は、全額違法不当な支出であり返還されるべきである。（※・・・私は支払い証明に記載の視察費用の総額は、「¥2,702,523」であって一覧記載の「¥2,699,623」は誤りと判断した。）

#### (二) 領収書について

##### 1、未提出の具体的領収書分の総額「¥2,585,338」について

カンボジア視察の総費用、「¥2,702,523」のうち「¥117,185」は具体的内容が記載された領収書であり、差し引き残額の「¥2,585,338」については具体的領収書の提出はされていない。領収書は支出が適正に行われているかを判断する証拠書類であるのに提出されていない証拠書類が余りにも多すぎる。これは社会通念に照らしても極めて異常である。また公金を使用した視察である以上、領収書等の証拠書類の未提出部分についての合理的根拠の説明が必要なはずである。ところが当該説明は些かもなされていない。故に未提出の具体的領収書分「¥2,585,338」は違法不当な公金の支出である。

##### 2、提出された具体的領収書の総額「¥117,185」について

当該領収書は、世界遺産のアンコールワット、アンコールトムの観光見物を準備するための支出であると判断できるので違法不当な公金の支出である。提出された具体的領収書総額の、「¥117,185」の内訳は以下の通り。

- ① 「染井櫻・・・¥5,040」
- ② 「羊羹・・・¥5,335」
- ③ 「プノンペン バスチャーター費用・・・¥64,310
- ④ 「プノンペン 通訳兼ガイド費用」・・・¥14,160
- ⑤ 「シュムリアップ バス 通訳兼ガイド費用（バスチャーターを含む）・・・¥9,440」
- ⑥ 「横断幕・・・¥18,900」

##### 3、従って（一）の未提出の具体的領収書分の総額「¥2,585,338 円」と（二）

の「¥117,185」を合算した当該視察費用の全額の「¥2,702,523」が違法不当な公金の支出に該当する。

(三) 情報公開された資料（収支報告書、会計帳簿、領収書）をチェックしても、なお以下の不明な点が残る。これでは公私の区別が曖昧であり、公金を使つての視察旅行を行うには無理がある。当該視察旅行の実態は違法不当な観光旅行であり、全額返還すべきである。

- (1) 視察参加者名が不明
- (2) 調査研究対象が不明
- (3) 視察場所が不明
- (4) 視察経路が不明
- (5) 5泊6日の全宿泊場所、ホテル名、宿泊料金が不明
- (6) 飛行機代の往復料金が不明
- (7) 旅行会社（JTB首都圏）の請求書の項目について
  - I、ご視察代金とは、どこを視察した代金か
  - II、お飲み物積み込み代について、
    - ① お飲み物積み込み代と何か
    - ② お飲み物積み込み代と当該視察の調査研究との関係はどこにあるのか。
    - ③ お飲み物積み込み代の中に酒は含まれているのか。
  - III、追加JR代金とは何か。参加者10名とは如何なる関係にあるのか。
  - IV、宅配費用について
    - ① 宅配費用とは何か
    - ② 宅配の対象は私物では。そうであれば当該視察の調査研究との関係はどこにあるのか。
  - V、9月2日から同月5日の昼食費と当該視察の調査研究との関わりは何か。
  - VI、旅行会社（JTB首都圏）に対し、なぜ自由民主党区議団は1枚の抽象的な領収書（¥2,487,702）ではなく、なぜ個別具体的な領収書を請求しなかったのか。政務調査費は区民等の税金に依拠する公金であろう。
- (8) 支払い証明書の使用について  
本件に関わる支払い証明書の使用は、収支報告書に領収書等の添付を義務づけた豊島区議会政務調査費の交付に関する条例第7条第1項に違反する。議会には区民の為に存在する。これでは証拠書類の領収書等による政務調査費透明化の促進を、かえって危うくするものである。
- (9) 270万円余の公金が支出されているのに視察報告書は提出されていない。
- (10) 世界遺産（アンコールワット、アンコールトム）の入場料、併せて¥47,200を支出しているが、議員の調査研究行為と如何なる関係があるのか。物見遊山の観光旅行でなければ幸いである。以上

#### 四一 1、「自由民主党豊島区議団・・・9名分」

政務調査費から充填（チャージ）された未使用のままのプリペイドカードについて

- (一) 豊島区議会政務調査費の交付に関する条例第7条1項は、議長に提出する収支報告書に領収書等の証拠書類の添付を義務づけている。
- (二) しかし議長に提出された本件領収書は、領収書等の証拠書類ではない。本件領収書は、プリペイドカードに、何れ調査旅費として使用するであろう費用を充填（チャージ）したことを証明する領収書であって、政務調査費から充填（チャージ）されたプリペイドカードを使用して、乗車券を購入したことを証明する領収書ではない。従って当該領収書には「取引内容はチャージ」と記されている。
- (三) ①従って本来議長に提出されなければならない条例第7条1項の言う領収書とは、政務調査費から充填（チャージ）されたプリペイドカードを使って調査旅費の乗車券を購入した領収書あるいは利用履歴のことである。ところが調査旅費の乗車券を購入した領収書あるいは利用明細の証拠書類は、議長には提出されていない。②乗車券購入の領収書は窓口等の職員に請求すれば容易且つ迅速に発行してくれる。利用履歴も乗車券の購入当日より15件分遡及して同販売機から交付されている。これらは数年以上前から行われている。③従って議長には提出されていないのであるから、政務調査費から充填（チャージ）されたプリペイドカードは、未だ未使用のまま、当該議員の手元にあると考えるのが普通である。
- (四) このような場合、豊島区議会政務調査費の交付に関する条例第9条は、「区長は当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。と規定する（政務調査費の返還）」
- (五) 故に返還されるべき当該会派の調査旅費の合計は「¥228,000」。  
充填（チャージ）した領収書の合計枚数は61枚（別添参照）。  
これらは違法不当な公金の支出である。

#### 四一2、「刷新の会」1名分・・・¥45,000

違法不当な公金支出の根拠は、上記、「四一1」と同旨。

充填(チャージ)された領収書の合計枚数は32枚（別添参照）。

#### 五、区政の調査研究の補助業務について専門に従事する会派の雇用職員に対し、政務調査費の人件費からボーナスを支給することの是非について

- (一) 豊島区議会政務調査費の交付に関する条例第5条は、会派は、政務調査費を別に定める用途基準に従って使用するものとし、区政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。と目的外支出の禁止を規定する。
- (二) 現在、政務調査費から当該会派の雇用職員に支出されている人件費は、賃金、交通費、ボーナスである。賃金、交通費は調査研究のための必要経費であるが、ボーナスは、当該職員の職務の労をねぎらうための慰労金特別支出であるから当該ボーナスは調査研究のための必要経費ではないはずである。しかしなぜか政務

調査費から支出されている。これは明らかに目的外支出であり違法不当な公金の支出である。従って¥385,000（¥165,000・・・夏季、¥220,000・・・年末）は返還されなければならない。

(三) もし当該雇用職員に対してボーナスを支給したいのであれば、政務調査費からではなく、会派の各議員の自己責任において支出されるべきである。以上

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

(別紙)

- 事実証明 A 自由民主党豊島区議団 政務調査費「調査旅費」(平成 21 年 3 月分) 領収書等証拠書類の写し
- 事実証明 B 平成 20 年度分【調査旅費】「プリペイドカードにチャージした領収書一覧」
- 事実証明 C 日本共産党豊島区議会議員団 政務調査費「人件費」(2008 年度 6 月分、12 月分) 領収書等証拠書類の写し

資料 2-1

○豊島区議会政務調査費の交付に関する条例施行規則 別表

政務調査費使途基準

研究研修費	会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費
調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派の調査研究活動、議会活動及び区の政策について区民に報告し、PRするために要する経費
広聴費	会派が区民からの区政及び会派の政策等に対する要望、意見を聴くための会議等に要する経費
人件費	会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
その他の経費	その他会派の行う調査研究活動に必要な経費

## 資料 2-2

### ○豊島区議会政務調査費に関する申合せ事項

#### 別記 5 豊島区議会政務調査費使途基準細目

1. 研究研修費
  - 会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費  
会場費、資料費、講師・協力員謝礼、機材借上料、調査委託料
  - 会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費  
出席者負担金、会費、交通費、宿泊費、資料購入費
2. 調査旅費
  - 会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費  
交通費、宿泊費、入場料、写真現像料、謝礼品購入費、郵送料
3. 資料作成費
  - 会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費  
印刷製本代、コピー費、翻訳料、筆耕料、原稿料、事務用品費、事務機器購入・リース料
4. 資料購入費
  - 会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費  
図書購入費、雑誌・新聞購読料、CD-ROM・DVD・ビデオテープ購入費
5. 広報費
  - 会派の調査研究活動、議会活動及び区の政策について区民に報告し、PRするために要する経費  
印刷製本代、原稿料、郵送料、情報通信費、ホームページ作成委託料、人件費、機材借上料、事務用品費、会場費、放送放映料、新聞折込み手数料
6. 広聴費
  - 会派が区民からの区政及び会派の政策等に対する要望、意見を聴くための会議等に要する経費  
会場費、印刷費、機材借上料、茶菓代、会費、交通費
7. 人件費
  - 会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費 ※同居の親族を除く。  
給料、賃金、各種手当、交通費、社会保険料
8. 事務所費
  - 会派の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費  
事務所賃借料、光熱水費、事務機器費、事務用品費、備品費、各種リース料、

来客用消耗品費、修理費、放送受信料、情報通信費

9. その他の経費

- 其他会派の行う調査研究活動に必要な経費  
情報通信費、収入印紙代、口座振替手数料

10. 経費の説明

上記各経費のうち、次の表の左欄に掲げる経費の意義及び用途は、同表右欄に掲げるとおりとする。

経費種別	意義及び用途
交 通 費	バス料金、鉄道運賃、航空運賃、タクシー料金、高速料金、ガソリン代、駐車・駐輪料金、その他移動に要する経費 ※プリペイドカード購入費を含む。
会 費	区政等に関わる諸団体が主催する会合に参加するために要する経費
情報通信費	電話・FAX料金（※固定・携帯）、インターネット関係経費、CATV経費 ※自宅に2回線以上ある場合に限るものとし、その1回線は必要経費とする。
事務所賃借料	事務所の借上げに要する経費（自己所有物件を除く。） ※支出明細書に契約書の写しを添付する。